

# 四国遍路の周縁における霊場と信仰 —阿波国南部の事例から—

## Religious Sites and Beliefs on the Periphery of the Shikoku Pilgrimage — From an Example from Southern Awa Province —

長谷川 賢 二  
Hasegawa Kenji

The character of the Shikoku Pilgrimage is said to lie in beliefs associated with Kōbō Daishi and the buddhas and deities worshipped in the Kumano area, but such elements are not limited to the pilgrimage or its sites of worship. Thus it is necessary to determine the actual circumstances of temples and shrines and of beliefs not included in the pilgrimage sites or found in places off the pilgrimage path.

In this consideration, I examined the history (*engi*) of the Kumano Gongen (a physical manifestation of a buddha or deity) in southern Awa Province, where it is known as Nainose Gongen. Based on my investigation, I point out that this history appears to have been created in the early-modern period (approximately, the late 16th to the mid-19th centuries). Moreover, from the content of the history, beliefs related to the Shikoku Pilgrimage can be inferred. It also appears that the temple of Tairyuji had a great influence. I argue that, from the medieval period on, interchange among beliefs, temples and shrines, and regions is reflected in the history.

### はじめに

四国遍路をめぐる研究蓄積が近年とみに豊富になってきたことは、誰しも認めるところであろう。そのうち、歴史学的な研究についていえば、四国遍路・八十八か所巡拝の形成過程、そこに見られる信仰の様相と担い手、遍路という習俗の実像が多様な観点から追究されてきている。

こうした活況は歓迎すべきことだが、一方でまだ問題は多い。例えば、四国遍路は弘法大師信仰に基づく習俗と説明されるものの、弘法大師信仰は四国遍路の内にもみあるのではない。同様に、四国遍路形成の基底ないしは背景として、熊野信仰が注目されることも多いが、やはり四国における熊野信仰が遍路に収斂されてしまうわけではない。これらを含む諸信仰の広がりや浸透の様相に目を向け、遍路の「内」と「外」を併せとらえようとする視角が求められるのではないだろうか。このことは、霊場(札所)の把握についてもいえることである。札所のみを見ていてもその特性はとらえられないであろうし、そもそも札所寺院の歴史的事実追究はあまり進んでおらず、当然ながら、札所以外の寺院や周辺霊場との差異が明確になっているわけでもない。無論、史料の制約が大きい中、これらの問題が簡単に解消するはずはないが、念頭に置きつつ個別研究を進めることが必要であろう。

例えば、中世初期には弘法大師信仰の霊場となっていた阿波国麻殖郡の高越山が札所に含まれていないこと、一方で、やはり中世初期以来、霊場として広く知られた讃岐の志度寺では、中世の縁起には弘法大師信仰の要素はないものの、近世には札所に包摂されていたことなどを顧みると、四国遍路とそれに関連する寺社・信仰の「幅」を考えざるを得ないと思うのである。ここで強調したいのは、四国遍路に見られる特徴は、必ずしもその内側に完結したものではないということである。

そうした関心により、本稿においては、札所寺院ではないものの、四国遍路と同じ、あるいは関連する基盤の上にある信仰や霊場の存在に注目し、そのありようをとらえてみたい。具体的には、従来、四国遍路史

という観点からは注目されることがなく、また、史料批判の俎上に上げられることもなかった一つの史料(縁起)を取り上げ、その成立と信仰の様相を検討することにしたい。

その史料とは、徳島県那賀町(旧木沢村)の宇奈為神社等に伝来する「那伊瀬権現之垂迹并夢想託宣記写」である(主要関係地は図1参照)。これは、徳島県(阿波国)南部を東西に貫流する那賀川上流域の山間部(中世における那賀山庄域)にあり、熊野権現が勧請されていた那伊瀬権現の縁起として書かれたものである(以下においては、「垂迹并夢想託宣記」とする)。写本のみが知られており、宇奈為神社本、小松島市多田家旧蔵本、幕末から明治の国学

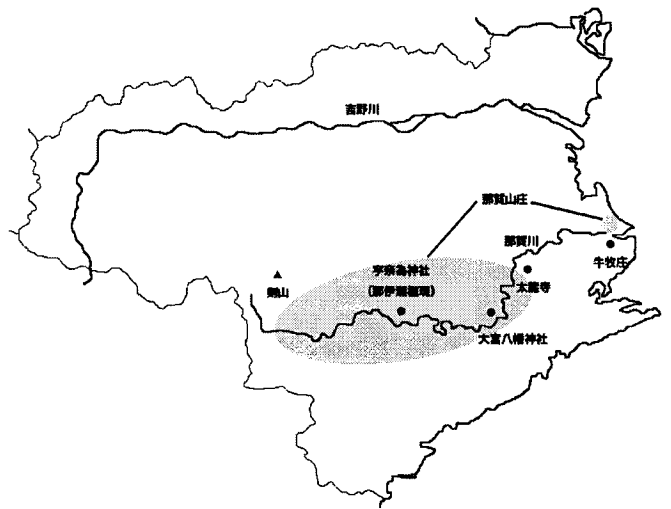


図1 関係地図  
讃岐・土佐については省略した。

者である小杉楹邨による筆写本(小杉の編著である『徴古雑抄続編 阿波』所収。国文学研究資料館所蔵。小杉本の写本が東京大学史料編纂所などにある)の3種がある。これらのうち、宇奈為神社本・小杉本によれば、乾元2年(1303)6月成立のものが応永23年(1416)4月に書写され、さらに大永8年(1528)11月(この年8月に享祿に改元されている)に再写されたという。また、多田家本にも、同内容の奥書があるが、加えて宝永7年(1710)8月にさらに写されたという記載が加わっており、写本群の中では最後に成立したものらしい。

3種のうち、宇奈為神社本は木沢村誌編纂委員会編『木沢村誌』(木沢村、1976年)に、小杉本は東京大学史料編纂所蔵写本に依拠して徳島県立図書館編『続阿波国徴古雑抄』1(出版、1971年)に、それぞれ翻刻・収載されている。また、多田家本を底本とし、他の二本と対校したテキストとして、城福勇の校訂にかかるものが神道大系編纂会編『神道大系 神社編』42(神道大系編纂会、1989年)に収載されている。原テキストを復元しようとしたものとして信頼性が高いと思われ、本稿でも主としてこれに依拠するが、もっとも新しい写本である多田家本を底本としている点、意味の不明な箇所が残された点などに注意が必要である。

さて、「垂迹并夢想託宣記」は、四国遍路といかなる関連を持つのか。先の宇奈為神社是那伊瀬権現が勧請されたところとされ、札所を結ぶルートという意味での遍路道からは外れている。しかし、当該地域近辺は中世に21番札所太龍寺との関わりがあったこと(那賀町大宮八幡神社所蔵大般若経奥書による。この点は後述する)、近世後期には巡礼者が足跡を残し、四国遍路の納札などが確認できること(拙稿「阿波の巡礼とその資料」、『四国遍路と世界の巡礼』編集委員会編『「四国遍路と世界の巡礼」国内シンポジウム・プロシーディングズ』青葉図書、2004年)、さらには、「縁起」自体が熊野権現のものであり、弘法大師信仰の要素も確認できることから、四国遍路との接点をもつ霊場と信仰が知られることになるとと思われる。遍路の枠組みには入らないにしても「接点」ゆえに、空間的・宗教的意味において四国遍路の「周縁」に位置づけられるといえるだろう。そのような認識が本稿の基底にある。

今一つ指摘しておきたいのが、郷土史・地域史研究における史料操作の問題である。先にも触れたように、「垂迹并夢想託宣記」はこれまで、史料批判の対象とされたことがない。乾元2年という年紀が自明のものとされ、徳島県では中世の寺社及び地名に関する史料として頻繁に用いられてきたのである。さらに、「垂迹并夢想託宣記」には阿波のみならず、讃岐・土佐に関する記述が含まれており、とくに土佐のそれは、現存しない「秦泉寺今熊野」の名称及び僧名であることから、地元の史談会機関誌などで再三にわたって紹介

されてきている。だが、写本であるという点からも、はたして14世紀初頭の史料といえるのか、はたまた中世史料として扱えるのかという検討までも必要なはずである。この点、丸山幸彦の「乾元年間に作成されたということ証明できない」（那賀川町史編さん委員会編『那賀川町史』上、那賀川町、2002年）という指摘や、筆者の「実際には最終的な書写年代とされる大永8年(1528)～宝永7年(1710)のものと思われる」（前掲拙稿）という見通しを踏まえ、より具体的にとらえる必要があるという意味でもある。

## 1 「垂迹并夢想託宣記」の概観

### (1) 宇奈為神社と那伊瀬権現

まず、「垂迹并夢想託宣記」で描かれた那伊瀬権現について見ていくが、その成立や沿革はほとんど分からない。寛保3年(1743)の神社調査記録である『阿波国神社御改帳』には、那賀郡木頭村(現那賀町旧木沢村地区内)の内瀬権現・那智権現・新宮権現が記載されており、いずれも宮大夫という人物が神主を務め、別当は山伏の不動院であったことが分かる。所在が同じ村であり、三社が一括で管理されていることから、内瀬権現(那伊瀬権現)は熊野本宮に相当し、これを含めて熊野三山が勧請されていたとみられる。

また、18世紀後半の歴史・地理書である『阿府志』(徳島県史編さん委員会編『徳島県史料』2、徳島県、1967年所収)には、式内社「宇奈為ノ神社」の項に「併都テ十二社別社ニ祭ルト 奈井ノ瀬村ニ在、俗十二社権現ト号ス」とあり、十二社には「客神熊野権現三座」が含まれている。近世の藩撰地誌『阿波志』(文化12年[1815])巻11には、「宇奈為祠 延喜式亦為小祀、木頭村奈伊瀬十二社恐是」とされている。また、「那智祠 在木頭村奈伊瀬里、又有本宮、新宮八社、五水天祠、轟祠、聖牛王祠、王子祠」ともあるのが十二社に相当しよう。これに関連し、小杉本には「同郡(那賀郡一引用注)木頭村十二社大権現」として紹介が付記されており、「此社は延喜式神名帳に出る所那賀郡七座の内宇奈伊神社ならん。十二社権現は(中略)後の勧請なり」と見える。

史料により内容や表現は異なるが、那伊瀬権現は単体で熊野本宮に相当するとともに、那智・新宮などと併せて十二社権現ともいわれたことが分かる。さらに、式内宇奈為神社の後身である神社に祭られていることもうかがえるが、小杉本には「後の勧請なり」とあって、元から同所にあったのではないとされている。

では、那伊瀬権現が勧請された経緯についてはどうであろうか。『阿府志』は宇奈為神社と熊野三山の関係を明示しないが、「述者ノ按ニ奈井ノ瀬村ハ宇奈為ノ上略ナリ、此邑ノ里正ノ先祖ヲ木頭忌部ノ政重ト云、此家ニ康正年中ノ帳面今ニ所持ス、別当家ハ永禄中ニ撰フ」などと、著者の考察が示されている。これによれば、当地の庄屋は忌部氏の末裔(史実としては、阿波の忌部氏は、古代において吉野川流域の麻殖郡、名方郡、板野郡に分布した)であり、別当家の設置などに関わったということらしい。詳細については不明だが、永禄年間(1558～1569)に神社の運営をめぐる改変があったということであろう。

一方、時代は降るが、小杉本には「此村組頭庄屋湯浅重次郎か先祖この所を領せしよしいひ伝ふ。さることにかの先祖紀伊国湯浅郡より当御国に來りし時、熊野三社権現を勧請せしよし也」とみえている。湯浅氏の系図等にもこれに類したことが記されており、湯浅氏は文明年間(1469～1487)に紀伊から当地に來住したという(前掲『木沢村誌』)。

これら、土着の系譜を説くものと移住による勧請を説くものは交わる場所がないように見えるが、その点はこの「垂迹并夢想託宣記」の成立に関わって後述することにした。

### (2) 「垂迹并夢想託宣記」の内容

ここで、「垂迹并夢想託宣記」の中身に入っていくことにする。紙幅の都合もあり、テキストの全文を挙げて細部を見ていくことはむずかしいので、内容を簡単にまとめた表1を参照されたい(詳しくは『神道大

系 神社編』42に当たっていただきたい)。概ね本文の一つ書きを基準にしながら、内容によって9つの区分から構成されるものと見なした。このテキストにおいては、那伊瀬権現がすでに霊場として興隆していることが前提となっており、「三山十二所権現」とも記されている。

ストーリーについては、乾元2年1～11月までの出来事が、ほぼ時系列で連ねられている。区分1(区分は表1におけるものを示す。以下、同じ)で本宮の、区分2で新宮の、それぞれ垂迹の由来を示す。那智の垂迹については明確に示されていないものの、全体として熊野三山が勧請されていたことは語られている。那伊瀬権現の社僧(上座性金)らの夢想、権現の託宣、奇瑞といった神秘的な出来事が入り混じり、登場する仏神は熊野権現や蔵王権現とその眷属が主要な位置を占めている。また、熊野権現に参詣する道者と同体とされる高野大師(弘法大師空海)、六十六部廻国をモチーフにしたと思われる66か国をめぐる権現、役行者も見られ、巡礼や山伏との関係がうかがえる。そして、末尾には起請文が配され、縁起の真正性が主張されている。

その他、阿波国の那賀山庄(阿南市・那賀町)・牛牧庄(阿南市)・太龍寺(同)・石延(徳島市国府町か)、土佐国の秦泉寺(高知市)の今熊野、讃岐国の志度庄・志度寺(香川県さぬき市)といった地名・寺社名の記載があり、これらの土地から那伊瀬権現への参詣があったとする点も、単に阿波国南部の山間地域の史料に止まらないという点で興味深い。

## 2 「垂迹并夢想託宣記」の成立

### (1) 内容・表現からの検討

「垂迹并夢想託宣記」を通覧した上で気付くのは、ストーリーが断片的でまとまりに欠ける上に、垂迹といいつつも、権現の本地仏が明確には示されていないなど、縁起としては不完全な点である。そうはいつても、独自に創作されたものではなく、「長寛勘文」(1163～1164)所収の「熊野権現垂迹縁起」(塙保己一編『群書類従』26、続群書類従完成会、1987年)に類似した表現がある(区分1)ことから見当がつくように、既存の熊野・吉野・大峰関係の縁起等を利用して構成されたものと思われる。そうした中において、区分1は縁起としてある程度体裁が整っており、しかも、弘法大師が那伊瀬権現に参詣するという内容を含んでいることから、弘法大師信仰の浸透を踏まえた上で、当地における熊野権現の卓越性を主張しているように思われる。

モザイク的な構成ゆえか、時間の不整合も目に付く。乾元2年6月の成立といたしながらも、本文中に同年11月の出来事が見られるのである(区分7)。これについては、転写過程における挿入などの乱れといえなくもないが、不自然であることは否めない。

不自然さや疑点はほかにもある。「垂迹并夢想託宣記」が14世紀の成立か否かと考える上で注意が必要なので、以下に列挙しておきたい。

まず、那伊瀬権現に参詣する道者が弘法大師と同体であるとする認識がある。そのイメージから想起されるのは、四国遍路であろう。だが、そうだとすると、問題がある。鎌倉・南北朝期には山伏により「四国辺路」が行われたが、修行であって寺社参詣という意味ではなかった。また、辺路修行を行った山伏には小野流の相承など真言系の要素が認められるが、弘法大師と山伏が同体とみられたという確証はない(拙稿「一四世紀の阿波における三宝院流熊野長床衆の痕跡」『四国中世史研究』8、2005年など)。したがって、道者＝弘法大師とする表現は、弘法大師信仰のもとに統合され、定着した近世における四国遍路と関連するのではないかとみられる。

次に、人物がある。縁起における登場人物の実在性を考えるのは、あまり適当ではないが、区分5に見ら

れる讃岐志度庄の領家橘以基・橘以益については、『尊卑分脈』（黒板勝美ほか編『新訂増補国史大系』4、吉川弘文館、1958年）に確認できる。ただし、志度庄を所領としたかどうかは不明であるし、以基は応永20年(1413)に没している。偶然の一致かもしれないが、系図に素材を求めた可能性を考慮すべきであろう。

さらに、末尾の起請文(区分9)とそれ以前の本文との関係がある。「再拜立申起請文事一通」とあり、独立した一紙を写したという体裁であるが、この表現では本文と起請文が別に仕立てられたことになってしまい、不自然である。

起請文については表現上の問題もある。「熊野・金峰両山神」と見えるのだが、熊野三山が勧請された「権現」の垂迹を説こうとした縁起に付された起請文としては、不可解である。この点、仏神の相互規定が前提となる中世の思惟から外れ、権現を単に神と同義と見なす傾向があったということではないのだろうか。換言すれば、本地垂迹への理解の不十分な様子が反映しているのではないかと思われる。先に触れたように、本文中で垂迹が明確に示されていない理由は、ここにあると思われる。

このように見てくると、「垂迹并夢想託宣記」は相当の情報・知識を持つ人物によって作成されたものと思われるが、素直に乾元2年の成立と受け取ってよいかどうか躊躇せざるを得ない。否、中世の文献とさえもいいがたいのではないだろうか。

## (2) 地域の文脈での検討

次に、「垂迹并夢想託宣記」の成立について、制作意図を含む地域の文脈で考えてみたい。ここで注意すべきなのは、「垂迹并夢想託宣記」に込められた意図であろう。それを手がかりとして起請文の奥書の「当山十二社権現根本別当不動院成照坊」（神社本は「当山十二社権現別当根本榮照山不動院」、小杉本なし）、「当山根本住人幡磨上座性金」（小杉本は「住人」なし）という記載がある。通常、別当などに「根本」と冠することはないが、あえてそうしたことに意味があると考えるのである。中世において「根本領主」や「根本住人」などという表現はあり、「根本」は由緒と正統性を主張する根拠となった。これに従えば、不動院是那伊瀬権現の開創以来、別当を継承しているということになり、性金もまた、代々の上座ないしは社僧を輩出する家の出身となろう。すなわち、乾元2年を起点ないしは通過点とする、那伊瀬権現及び別当・社僧の系譜の古さを示そうとしていると考えられる。不動院については、先に見たように、18世紀には別当を務めていたことは確かであるが、古い由緒を説かなければならない理由が問題である。

そこで思い出したいのが、『阿府志』と小杉本における宇奈為神社や那伊瀬権現についての記述である。前者は忌部氏の末裔を称する庄屋との関わりを述べ、永禄年間(1558～1569)に別当が設けられたという。特段に熊野権現の勧請については触れていないものの、土着の系譜の一貫性を述べているといえよう。後者は、先述のとおり、紀伊から移住した湯浅氏が熊野三山を勧請したという。これに関連して、文化10年(1813)の「木頭村旧家相調指上帳」（『木沢村誌』）をみると、当地の政所(後の組頭庄屋)である湯浅氏は「熊野権現臣下」の家系で、初代兼行は永正5年(1508)に没したという。したがって、小杉本等でいう湯浅氏による勧請は15世紀後半から16世紀にかけてのこととなろう。これら土着の系譜と移住・勧請の関連は分からないが、いずれを説くにせよ15～16世紀に何らかの変化が生じたという点で近似している。同時代の史料はないので、確たることはいえないが、想定できるのは、湯浅氏の来住と熊野権現の勧請が、地域の祭祀に葛藤を生じさせたということである。そう考えれば、先の「根本」の意味も理解できる。すなわち、紀州系住民に対する土着の由緒の主張ということである。状況証拠というにはあまりにか細かい線をたどっての推察であるが、現状で知り得る範囲では、そのように考えるのが妥当ではないだろうか。したがって、「垂迹并夢想託宣記」の成立は、状況的にはいくら遡っても15世紀が限度であり、前節での検討を踏まえると、近世の成立とみるべきであると考えられる。その意味では、作成・書写の年紀に実態性はなく、「古さ」を主張するための虚構であるといつてよい。

この点に関し、小杉本における「垂迹并夢想託宣記」の注記(前章における引用箇所の後)に「此社は延喜式神名帳に出る所那賀郡七座の内宇奈伊神社ならん(中略)十二社権現は前にいへる如く後の勧請なり」とあるのも、あるいは、乾元2年に成立となっていることへの疑念を含んでいるともみられる。

### 3 「垂迹并夢想託宣記」の歴史的環境

ここまでの検討により、「垂迹并夢想託宣記」は従来の理解のように、乾元2年の成立とは見なしがたく、むしろ近世に成立したものと考えるべきであるとする立場に立つ。しかし、この史料に記された内容を全くの架空として切り捨ててしまうべきではなく、中世以来の信仰や寺社、地域のありようとの関わりからとらえることができるのではないかと思われる。以下では、いくつかの観点から見ておきたい。

#### (1) 熊野信仰

那伊瀬権現には熊野三山が勧請されていることから、まず注意すべきなのは、当該地域における熊野信仰の様相である。

「垂迹并夢想託宣記」に見られる牛牧庄や那伊瀬権現がある那賀川流域における熊野信仰の流布は中世に遡る。例えば、永和3年(1377)の「檀那売券」(永島福太郎ほか校訂『熊野那智大社文書』1、1971年、続群書類従完成会)に「うしきの民部あさり」「長山大輔」がみえ、永和4年(1378)の「熊野本宮衆議下知状」(本宮町史編さん委員会編『本宮町史 文化財編・古代中世史料編』本宮町、2002年)には熊野の檀那として「牛牧大坊」がある。「うしき」は牛牧であり、「長山」は那賀山庄と解される。

牛牧庄の庄域は、阿南市富岡町・領家町付近に比定され、那賀川河口近くの右岸に当たる。したがって、牛牧庄や那賀山庄は那賀川を通じて結ばれており、熊野信仰もそのルートに沿って流布していたと考えられる。牛牧庄の僧による参詣という記述の前提といえる。

なお、中世の牛牧庄に含まれる富岡は、近世には郷町として発展した。そうした状況も牛牧庄が取り上げられたことに関連しているのかもしれない。

#### (2) 弘法大師信仰と太龍寺の存在感

四国遍路との関連で興味深いのは、牛牧庄の僧が弘法大師であるという設定であるが、この地における弘法大師信仰に関わるのが、那賀川中流域にある太龍寺であると考えられる。「垂迹并夢想託宣記」には太龍寺僧が登場し、起請文に署判を据えている形式となっているので、その点においても、太龍寺の存在は重要な位置を占めている。

太龍寺は、弘法大師空海自身が修行した山として『三教指帰』に記した「阿国大瀧嶽」と見なされ、平安時代以来の伝統的な弘法大師信仰の霊場である。現在、四国霊場21番札所となっている。

太龍寺の影響の及ぶ範囲は膝下のみならず、那賀町(旧相生町)の大宮八幡神社に伝来する大般若経奥書にも「大瀧寺北坊」(巻401、年紀なし)、「大瀧北坊」(巻404、応永4年[1397])などという記載が見られる(阿南市史編さん委員会編『阿南市史』1、阿南市、1987年)ように広がりをもっていた。また、近世には、那賀町東部(旧鷺敷町・相生町)が太龍寺の末寺圏でもあった(寺院本末帳研究会編『江戸幕府寺院本末帳集成』上、雄山閣出版、1999年)ことも、参考になろう。こうした状況からすれば、那賀川流域の弘法大師信仰は、太龍寺の影響下に浸透していた側面が大きいのではないかと考えられる。

また、太龍寺は、熊野信仰や六十六部との関連もうかがえる点で注目され、その点においても「垂迹并夢想託宣記」に関連する。前者については大永7年(1527)の「檀那願文」(前掲『本宮町史』)によると、「四国阿州大隆寺」に熊野本宮の檀那が見えている。あくまで可能性にとどまるが、寺名の読みから考えると太龍寺かと思われる。後者については、承応2~4年(1653~55)の奈良市中之庄経塚出土の納経請取書(関秀

夫編『経塚遺文』東京堂出版、1985年）には、西日本の六十六部廻国の霊場が挙がっており、その中に「阿国那西郡舎心山大瀧寺」（承応2年）が見える。

このように見ると、太龍寺は中世において、弘法大師信仰のみならず、多様な信仰のターミナル的な存在でもあったようでもある。それゆえの存在感が「垂迹并夢想託宣記」に反映されているのではないだろうか。

### (3) 那賀川流域における山伏

熊野信仰に関わる宗教者としては山伏が挙げられ、「垂迹并夢想託宣記」にも山伏が登場する(区分7・8)ほか、蔵王権現や役行者といった修験道に関連する要素も含まれている(区分5)。したがって、那伊瀬権現を含む那賀川流域における山伏の存在にも注意が必要である。

残念なことに、中世に遡る直接的な史料はないものの、先に述べた熊野信仰の流布状況からすれば、山伏の活動があったとみることができる。また、近世において(史料的には18世紀後半以降)この地域には、内山永久寺、高野山といった先達寺院に連なる当山派系の山伏が存在し、これらの中には中世後期に遡る系譜を持つ家もある。先達寺院が山伏を配下に置く形態は、近世における当山派の法頭であった醍醐寺三宝院による山伏の直轄組織化に先行し、中世以来見られたものであった。こうしたことから、那賀川流域の当山派系山伏の定着は中世に遡及する可能性がある(拙稿「四国遍路の形成と山伏の関係をめぐる覚書」『瀬戸内海地域史研究』8、2000年)。「垂迹并夢想託宣記」における修験道や山伏との関連の背景として注目しておく必要があるだろう。

### (4) 讃岐・土佐とのつながり

「垂迹并夢想託宣記」には、多方面にわたる地名が見られるが、それが阿波国内にとどまらず、讃岐(志度庄・志度寺)や土佐(秦泉寺今熊野)に広がるのが興味深い。仏神威の表現として、広域性・遠隔性に意味があったものかと思われるが、単にそれだけでも考えがたい。

讃岐の志度寺は、院政期の『梁塵秘抄』にも見られるように、古くから著名な霊場であったし、四国遍路成立史に関わる文芸として知られている説経「かるかや」にも見られる。そのような知名度が影響することは当然考えられることである。また、中世の那賀川流域と讃岐との関係については、香川県東かがわ市の水主神社内陣大般若経の経函の材木が阿波国吉井(阿南市)から供給されたという事実が、直接的な関わりを物語る(唐木裕志・橋詰茂編『中世の讃岐』美巧社、2005年)ほか、阿波と讃岐との往来に目を向ければ随所に事例を見出せる。志度庄や志度寺が登場するのは、そうした阿波・讃岐の交流の所産とみてもよいであろう。

しかし、土佐の秦泉寺今熊野については事情が異なる。「垂迹并夢想託宣記」が唯一、その名を見出せる史料であり、しかも、起請文に今熊野の僧が署判を据えた形式なので、重要な意味をもつはずである。秦泉寺は現在、高知市内の地名(東・西・北・中秦泉寺)に残るほかは、古代寺院の遺跡が知られているが、今熊野はもちろん、中世の熊野系寺社の存在については不明である。近世土佐の地誌『南路志』(『南路志 闔国部』上、高知県文教協会、1959年)や『土佐州郡志』(『土佐州郡志』上、土佐史談会、1983年)を見ると、秦泉寺村に熊野系ではないかと思われる神社はあるが、明快に比定することはできない。那賀川沿いの山間経由の土佐との往来(現在の国道195号線のルート)の反映であろうという想定はできるが、秦泉寺今熊野が登場する必然性については疑問が残る。志度の知名度と対比すると、なおのこと不可解であるが、今はここで留めざるを得ない。

## おわりに

以上、「垂迹并夢想託宣記」を取り上げ、成立とその背景、あるいは中世の信仰や寺社、地域間交流との関係などを検討してきた。「垂迹并夢想託宣記」自体は、従来信頼されてきた乾元2年の奥書に従うことは

できず、近世の成立とみるべきであろうが、四国遍路と関連する要素が見られるほか、中世的那賀川流域における信仰や交流といった底流があって形成された内容と考えられる。そこには太龍寺の影響が大きかったのではないかとも思われる。

断片のつぎはぎのごとき議論に終始したが、四国遍路の「内」と「外」という視角の必要性を考えた上で一つの試みであることをご了解いただきたい。今後の四国遍路史研究の展開に多少なりともつながるところがあれば幸いに思う。

付記 本稿は、第1回四国地域史研究大会の第2日「四国遍路と世界の巡礼」研究集会(2008年11月2日)における報告をもとに成稿したものであるが、報告後の知見にもとづく修正があるほか、章・節の構成を改めたことをお断りする。

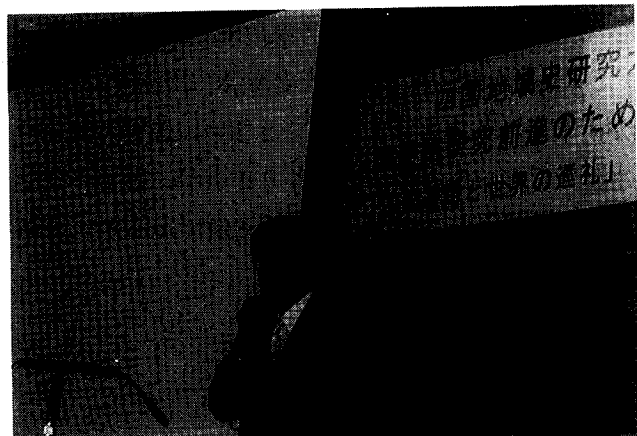
また、文献収集について、とくに岡本桂典氏、山本哲也氏、萩野憲司氏にご協力いただいた。ここに記してお礼申し上げる。



長谷川 賢二氏報告



武田 和昭氏報告



石川 重雄氏報告



表1 「垂迹并夢想託宣記」の構成

区分	年	月	日	主 体	内 容	備 考		
1 (本宮)	乾元2	1	25	上座性金	夢想	道者参詣あり	たびたび夢想あり	
			26	当国牛牧庄の僧3人(浄法房、静日房、道智)	参詣			
				(上座性金)・巫女	権現の舞い下ろし	失敗		
				当国牛牧庄の僧3人(浄法房、静日房、道智)	参詣趣旨	巫女に憑依して託宣ありと聞いた		
				巫女	回答	憑依ない		
				童4、5人、上座の娘(16歳)	くじ→娘当選			
				娘	舞→憑依			
				娘(権現)	託宣	道者は高野大師 これより正覚を成す 摩訶陀国にありし時に卜定した三山の一つが当山 仏法破滅の時、初めて当山に垂迹、当山は弥勒浄土 本覚如来・虚空と同体 摩訶陀国→彦山→石鎚山→諭鶴羽山→熊野山 白山権現の本地は石 今生に福を授け、来世に弥陀の浄土へ導く 参詣の作法 本山を出て7年の放浪→高き麓に居して5年		
			牛牧庄の僧3人(浄法房、静日房、道智)	問	本山を捨てたのか			
			娘(権現)	託宣	三山の荒廃ゆえ			
			娘	舞				
			娘(権現)	託宣	釈迦・弥勒が本地→釈迦・浄梵大王 66か国を巡る→霊山雲峰に卜住→三山を定める 神明、諸神 眷属…越中立山、淡路諭鶴羽山 遍歴…彦山10年、石鎚山7年、諭鶴羽山2年 大峰、葛木を改め大峰・葛木の2宿を置く 仏法擁護の鎮守…堂四十八所	長寛勘文の縁起に類似		
2 (新宮)	乾元2	2~3		神	変化			
			2	5	神?	託宣	新宮九十九所の后宮に音楽 精進潔斎→居を卜定す、精進しない →大荒神	
					上座性金?	夢想	精進潔斎→2/18に九十九所の后宮に下居 2/26 石が飛び上がる	
				神?	託宣	新宮の眷属である		
				神?	託宣	西に法性の智水現ず→閻伽の水に用いよ 傍らの木に居を卜定す→参拝せよ		
		4	2	神?	託宣	阿須賀大明神、居を卜定す		
大星	現象			御殿前に現れ、通夜遊行→暁に御殿へ				

3	乾元2	3	4	大峰八大金剛童子	託宣	同河に居を卜定す	
			5	上座性金?	現象	大石→種々神変化	
4	乾元2	3	8		託宣	上る後、未申方に三光…自身の光	
					現象	夜半、那伊瀬の向こうの山に三光現れる→本宮の御殿	
5	乾元2	3	9	権現	託宣	上代以来、権現は巫女に憑依 使者部類の眷属、金剛童子の眷属、 東西の満山護法、勝手、子守、阿須 賀、不思議神変に付いて現れる 託宣…顕化の始め 過去久遠の契約→拝め!…辰の方向	
				人々	現象	二光、神上る→暁 鈴の音	
		3	10	5人	読経		
			11	(権現)	託宣	補陀落山の観世音、阿私仙人と影向 し読誦する経である	
					現象	大鐘雲間に聞こえる	
		3	12	(権現)	託宣	吉野三所霖雨、雷電 眷属八大龍王の仕業…金峰三所「写 王」権現、三十八所八大龍王下居の しるし	「写王」権現… 藏王権現の意
					現象	霖雨	
		3	20		現象	霖雨	
			21	(権現)	託宣	「従行者」、居を卜定  夜半に現ず→拝めよ	「従行者」… 役行者の意
					現象	大星	
		4	4~5		現象	虚空赫奕→日中のごとし	
			5	(権現)	託宣	権現の祖父法皇三所下居のしるしあ り	
			15	大龍寺々僧弁宝 土州秦泉寺の今熊野別当僧 定真	現象	新宮宝前に現じた月輪を拝む 本宮宝前に現じた日輪・月輪を拝む	
		閏4	22~24	讚州志度庄領家橘以基・橘 以益、志度寺別当法印禎乗、 当国石延の地頭彦三良平直 経	参詣・現象	霜雨、少河→逗留：長床に通夜  新宮宝前に日輪（翌日は月輪も）	
					現象	那智に月輪	
6	乾元2	3	14	浄飯大王	託宣	摩訶陀国の主→権現はわが息子 仏法破滅のとき垂迹…権現に寄り添 い影向 当山に下居して7年 十二所権現は眷属→わが社を一重あ げて造れ	
			4	4	一天の法皇	託宣	天竺一天の君 西の深山の石室に下居 権現及び大峰八大童子の祖父 三山十二所権現は眷属→わが社をあ げて造れ
7	乾元2	11	晦日	上座の娘	夢想	山臥2人…急ぎ迎えよ 正体は吉野勝手・子守	
				上座	夢想	阿弥陀仏、白金色に光を放つのを 見る	
8	乾元2	4	24	定真	夢想 託宣	山臥2人…辰巳の方に居を卜定 湯峰虚空童子	
9	乾元2	6	15	(当山十二社権現根本別当 不動院)、当山播磨上座性 金、大龍寺々僧智道房弁宝、 土州今熊野別当南照房定真	起請文		